第百四十八条第二項第二号中「第五十三条第四項」を「第五十三条第五項」に改める。

第百四十九条第二項第一号中「法第五十三条第一項、法第八十四条及び法第八十五条第一項」を「法第五十二条の二第三項及び第四項、法第五十二条の三第二項及び第三項、法第五十三条第一項、法第五十六条第一項、法第八十四条、法第八十五条第一項並びに法別表第三」に改め、同項第二号中「法第八十四条及び法第八十五条第一項」を「法第五十二条第一項第六号、法第五十二条の二第三項及び第四項、法第五十二条の三第二項及び第三項、法第五十三条第一項、法第五十六条第一項、法第八十四条、法第八十五条第一項並びに法別表第三」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十八第一項中「、第三章」の下に「（第一節及び第三節を除く。）」を、「）第三章」の下に「（第一節を除く。）」を加える。

第百七十四条の四十九の十七第一項及び第百七十四条の四十九の二十第一項中「、第三章」の下に「（第一節及び第三節を除く。）」を、「都市計画法施行令第三章」の下に「（第一節を除く。）」を加え、

「（同法第五十八条第一項の規定による条例の制定に関する事務を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

（地方税法施行令の一部改正）

第五条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の四十五第四項第一号中「第二十九条又は同法附則第四項」を「第二十九条第一項又は第二項」に改める。

第五十六条の八十七第二号及び附則第十二条第九項第一号中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改める。

附則第十四条の二第二項第一号中「都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域」を「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）第一条の規定による改正前の都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画又は都市計画法第七条第一項に規定する区域区分」に改める。

附則第十四条の五第二項第一号及び第七号並びに第三項第一号及び第十号中「第二十九条」を「第二十

九条第一項」に改める。

附則第十四条の七第五項の表の法附則第二十九条の五第一項の項中「都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域」を「旧都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画又は都市計画法第七条第一項に規定する区域区分」に改める。

（緑資源公団法施行令の一部改正）

第六条　緑資源公団法施行令（昭和三十一年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項第八号中「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に改める。

（労働福祉事業団法施行令の一部改正）

第七条　労働福祉事業団法施行令（昭和三十二年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第九号中「第二十九条第四号」を「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号」に改め、「（附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に、「、第五十八条の六第一項及び附則第四項ただし書」を「並びに第五十八条

の六第一項」に改める。

（日本道路公団法施行令の一部改正）

第八条　日本道路公団法施行令（昭和三十二年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第八号中「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に改める。

（首都高速道路公団法施行令の一部改正）

第九条　首都高速道路公団法施行令（昭和三十四年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第八号中「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に改める。

（簡易保険福祉事業団法施行令の一部改正）

第十条　簡易保険福祉事業団法施行令（昭和三十七年政令第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第八号中「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に改める。

（阪神高速道路公団法施行令の一部改正）

第十一条　阪神高速道路公団法施行令（昭和三十七年政令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第八号中「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に改める。

（地域振興整備公団法施行令の一部改正）

第十二条　地域振興整備公団法施行令（昭和三十七年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第九号中「第二十九条第四号」を「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号」に改め、「（附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に、「、第八十条第一項及び附則第四項ただし書」を「並びに第八十条第一項」に改める。

（日本鉄道建設公団法施行令の一部改正）

第十三条　日本鉄道建設公団法施行令（昭和三十九年政令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十二号中「第二十九条第四号」を「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号」に改め、「（附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に、「、第八十条第一項並びに附則第四項ただし書」を「並びに第八十条第一項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第十四条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一号中「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第六十五条第一項及び附則第四項」を「及び第六十五条第一項」に改め、「、同法第四十三条第一項第六号ロの確認」を削り、同条第二号中「第五十三条第四項第三号」を「第五十三条第四項及び第五項第三号」に改め、「許可」の下に「、同法第五十二条の二第三項の規定による指定」を、「第四十九条第一項」の下に「、第四十九条の二」を加える。

第三条第一項第一号中「第二十九条」を「第二十九条第一項及び第二項」に改め、「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第六十七条第一項及び第三項並びに附則第四項」を「並びに第六十七条第一項及び第三項」に改め、同項第二号中「第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）」の下に「、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「、第五十三条」を「、第五十二条の二第三項、第五十三条第一項から第六項まで」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令の一部改正）

第十五条　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「第二十九条第四号」を「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号」に改め、「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第八十条第一項並びに附則第四項ただし書」を「並びに第八十条第一項」に改める。

（環境事業団法施行令の一部改正）

第十六条　環境事業団法施行令（昭和四十年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号中「第二十九条第四号」を「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号」に改め、「（附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に、「、第八十条第一項及び附則第四項ただし書」を「並びに第八十条第一項」に改める。

（新東京国際空港公団法施行令の一部改正）

第十七条　新東京国際空港公団法施行令（昭和四十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第七号中「第二十九条第四号」を「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号」に改め、

「（附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に、「、第八十条第一項並びに附則第四項ただし書」を「並びに第八十条第一項」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「第二十九条第四号」を「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号」に改め、「（附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に、「、第五十八条の六第一項及び附則第四項ただし書」を「並びに第五十八条の六第一項」に改める。

（石油公団法施行令の一部改正）

第十九条　石油公団法施行令（昭和四十二年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第六号中「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に改める。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第二十条　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の十四第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「第二十九条第三号」を「第二十九条第一項第三号」に改め、同号を同条第二号とする。

（本州四国連絡橋公団法施行令の一部改正）

第二十一条　本州四国連絡橋公団法施行令（昭和四十五年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十号中「第二十九条第四号」を「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号」に改め、「（附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に、「、第八十条第一項並びに附則第四項ただし書」を「並びに第八十条第一項」に改める。

（公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「第二十九条第四号」を「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号」に改め、「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第五十八条の六第一項及び附則第四項ただし書」を「並びに第五十八条の六第一項」に改める。

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第二十三条　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第九号中「第二十九条第四号」を「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号」に改め、「（附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に、「、第八十条第一項及び附則第四項ただし書」を「並びに第八十条第一項」に改める。

（国土利用計画法施行令の一部改正）

第二十四条　国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第三号中「市街化区域又は市街化調整区域」を「区域区分」に改める。

（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条　石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第五号中「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に改める。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条　幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「市街化区域及び市街化調整区域」を「区域区分」に改め、同条第二号中「第二十九条若しくは附則第四項」を「第二十九条第一項」に改める。

第十条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「第二十九条第三号」を「第二十九条第一項第三号」に改め、同号を同条第二号とする。

（集落地域整備法施行令の一部改正）

第二十七条　集落地域整備法施行令（昭和六十三年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「第二十九条第三号」を「第二十九

条第一項第三号」に改め、同号を同条第三号とする。

（市民農園整備促進法施行令の一部改正）

第二十八条　市民農園整備促進法施行令（平成二年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

（ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二十九条　ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成五年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「及び附則第四項の許可」を削る。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第三十条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第六十五条第一項及び附則第四項の許可、同法第四十三条第一項第六号ロの確認」を「及び第六十五条第一項の許可」に改め、同条第二号中「第五十三条第四項第三号」を「第五十三条第四項及び第五項第三号」に改め、「許可

」の下に「、同法第五十二条の二第三項の規定による指定」を、「第四十九条第一項」の下に「、第四十九条の二」を加える。

第七条の表中「第二十九条の許可」を「第二十九条第一項又は第二項の許可」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第三十一条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「第二十九条第三号」を「第二十九条第一項第三号」に改め、同号を同条第二号とする。

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令の一部改正）

第三十二条　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第二十九条第一号」を「第二十九条第一項第一号」に改める。

（中小企業総合事業団法施行令の一部改正）

第三十三条　中小企業総合事業団法施行令（平成十一年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第五号中「第二十九条第四号」を「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号」に改め、「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に、「、第五十八条の六第一項及び附則第四項ただし書」を「並びに第五十八条の六第一項」に改める。

（都市基盤整備公団法施行令の一部改正）

第三十四条　都市基盤整備公団法施行令（平成十一年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第十二号中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「第二十九条第四号」を「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号」に改め、「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に、「、第八十条第一項並びに附則第四項ただし書」を「並びに第八十条第一項」に改める。

（雇用・能力開発機構法施行令の一部改正）

第三十五条　雇用・能力開発機構法施行令（平成十一年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第五号中「第二十九条第四号」を「第二十九条第一項第四号及び第二項第二号」に改め、「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第六十五条第三項及び附則第五項」を「及び第六十五条第三項」に、「、第五十八条の六第一項及び附則第四項ただし書」を「並びに第五十八条の六第一項」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第三十六条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十三年五月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

（都市計画法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「旧都市計画法」という。）の規定に基づき決定又は変更の手続を行っている都市計画（改正法附則第二条第二項の規定に基づきなお従前の例により定められる市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画を含む。）のうち、この政令の施行前に旧都市計画法第十七条第一項（旧都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告が行われたものについては、第一条の規定による改正後の都市計画法施行令（次項において「新都市計画法施行令」という。）第九条第一項第二号及び第二項第八号並びに第十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市計画法施行令附則第四条の二の規定により定められている規則は、新都市計画法施行令第十九条第一項の規定により区域区分が定められていない都市計画区域について定められた規則とみなす。

（風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の際現に効力を有する旧都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例は、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、第二条の規定による改正後の風致地区内における建築等の

規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令に規定する基準に従ったものとみなす。ただし、その日以前に、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において単に「指定都市」という。）の区域においては、指定都市）が当該基準に従った条例の制定及び施行をしたときは面積が十ヘクタール以上の風致地区に係る部分、市町村（都の特別区を含む。）が当該基準に従った条例の制定及び施行をしたときは当該市町村の区域における面積が十ヘクタール未満の風致地区に係る部分については、それぞれ当該条例の施行の日以後は、この限りでない。

（建築基準法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この政令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十六条の二第一項の規定により条例で指定されている区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物については、施行日から起算して三年を経過する日（その日以前に地方公共団体が改正法附則第七条第三項に規定する指定及びその適用をしたときは、当該適用の日の前日）までの間は、第三条の規定による改正後の建築基準法施行令第二条第一項第六号ロの規定は適用せず、第三条の規定による改正前の建築基準法施行令第二条第一項第六号ロの規定は、なおその効力を有する。